

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0730)

本審議会 第437回

令和2年8月7日 公開

開催日時	令和2年8月7日(金)	15時20分～16時25分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>群馬県最低賃金専門部会の報告について</li> <li>群馬県最低賃金の改定決定について</li> <li>特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</li> </ol>		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻を過ぎましたが、準備が整いましたので事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員5名・使用者代表委員4名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第437回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>尚、本日も猛暑日になるとの予報でございます。コロナウイルス</p>

	<p>感染症予防対策といたしまして、換気をさせていただいております。</p> <p>委員の皆様には、上着はお取りいただきまして、熱中症予防もしていただきますようお願いいたします。</p> <p>私も失礼いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日の資料について、ご説明いたします。</p> <p>資料1は、[ ]から提出されました、「関東1都5県の地方最低賃金審議会答申を踏まえての要請書」でございます。</p> <p>資料2は、特定最低賃金の北関東3県の比較表でございます。以上でございます。</p> <p>この後の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは最初に、審議会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思っております。</p> <p>公益は私、[ ]がいたしますが、労働者側はどなたにいたしましよう。</p>
労働者委員	<p>[ ]が行います。</p>
会長	<p>[ ]委員よろしく申し上げます。</p> <p>使用者側委員いかがいたしまししょう。</p>
使用者委員	<p>[ ]が行います。</p>
会長	<p>[ ]委員よろしく申し上げます。</p> <p>会議にこれから入っていくわけですが、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、何かございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>それでは、会議次第に従って審議いたします。</p> <p>はじめに議題の(1)、群馬県最低賃金専門部会の報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元に、報告書の写しをお配りしております。</p> <p>朗読させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)を朗読】</p>

会長

はい。ありがとうございます。

ただ今、事務局から報告がございました。

専門部会は、7月28日に第1回の会議を開催以降、労使それぞれの主張がなされ、公益を含めて合意を目指して、審議を重ねてきたところです。残念ながら、全会一致に至りませんでした。報告書のとおり、専門部会で採決されたものです。専門部会にいらっしやらなかった委員の方もおられますので、私から審議経過の要旨について、ご報告をしたいと思います。

専門部会としての結論といたしましては、先ほどの報告書で示されているように、今年度の最低賃金額は1時間「837円」ということで、「2円」のプラスということが、専門部会の決定ということのご報告ということになっております。

その経過についてですけれども、労使の間で何回かの意見のやり取りというものがなされました。その経過について、簡単にご報告いたします。

まず、最初、労働者側の主張といたしましては、政労使で行われた雇用戦略対話で確認された3%アップの観点から、835円の3%の「25円」の引上げを要求するということでした。

それに対して使用者側は、今年に関しては政府より、事業の継続・雇用を守ることが最優先課題であるとされたこと、また、目安においても現状の維持との見解があったことなどから、現行水準の維持で「0円」を回答するということが表明されました。

それを受けて、2回目の協議におきましては、労働者側からは、次のような主張がなされました。同じ北関東である栃木の地域別最低賃金額は853円。地域間格差をなくすことを目指し、群馬の地域別最低賃金額835円との差額「18円」を要求するということでした。

それに対して使用者側の回答としては、コロナがどうなるか全くわからない状況では、現行水準の維持で「0円」が適当であると考えるということでした。

これを受けて第3回目の意見表明と協議ということでした。労働者側からは次のような意見がだされました。2020連合群馬春季生活闘争の300人未満の中小企業における回答妥結率の1.74%を踏まえ、群馬の最低賃金額835円から「15円」の引上げを要求するということでした。

それに対して使用者側の回答といたしましては、やはり、現状のコロナ禍の影響を鑑みると、現状水準の維持「0円」で考えているということでした。



そして、4回目の協議でございますが、労働者側からは次のような主張がございました。群馬県が関東圏で唯一のCランクである。同ランクの加重平均838円より低い状況にあるということで、群馬県の最低賃金835円との差額「3円」を要求するということでございます。

それに対して使用者側は、やはり現状のこのコロナ禍の影響を鑑みると、現状維持の「0円」ということでございます。

そして第5回目の協議でございます。労働者側からは次のような意見がございました。地域間格差を埋めることで、県内での生活者や、優秀な人材確保を主張するということで、「3円」を要求するということでございます。

それに対して使用者側は、先行県で、1円で結審されているということも鑑み、労側の主張へ歩み寄って「1円」を提示するということでありました。

そして、6回目の協議でございますが、労働者側からは次のような主張がございました。近隣県との差を埋めるためにも、今年度については同ランクの加重平均までの引上げ額「3円」の要求は譲れないということでございます。

それに対して使用者側は、労側の主張に歩み寄った「1円」が適当であるということでございます。

ここまで、お互いの協議の中で要求の差を縮めてきたわけでございますけれども、これ以上進めても、なかなかその先は進めないということで、公益委員からの調整についてご提案をさせていただきました。

そして、それについては労使ともに、公益委員からの提案を希望するということございましたので、この時点で公益委員がそれぞれ、労働者側、使用者側から個別に意見をお聞きしたということでございます。

その結果として、公益委員としては「2円」という、ご提案をしたということでございます。

その理由なのですが、労働者側につきましては、使用者側の歩み寄りについては評価をするけれども、近隣県との格差是正は是非とも必要であるということで、この「3円」という要求は譲れないということございました。一方使用者側につきましては、労働者側の協議に応じていただいたことについては評価をするけれども、現在の厳しい社会経済情勢を踏まえると、「1円」を超えるプラスの要求には応じられないということございました。

そのご意見を踏まえて、公益委員でその対応について協議をしたわけでございますが、結論としては、それぞれ労働者側、使用者側

の今申し上げました主張を踏まえ、これに最低賃金の3要素、それから、意見書等の関連資料、そして、中央最低賃金審議会の答申にもある、地域間格差の縮小を図る必要があるということなどを踏まえまして、最終的に公益委員の見解として、引上額「2円」をご提示させていただいたということでございます。

これにつきまして、最終的に専門部会としては、採決を行いました。採決につきましては専門部会の出席委員、今日は9名全員が出席しておりました。けれども、私は採決には加われませんので、8名での採決となったわけですが、賛成者が5名、反対者が3名という結果でございました。

ということで、過半数を賛成者が超えており、部会としては、公益委員の提案である「2円」で、本審に報告をすることになったということでございます。

以上、要旨でございますけれども、経過のご説明をいたしました。十分でないかと存じますので、労使の委員からご発言がありましたらお願いいたします。

まず、労働者側の方から、お願いできますでしょうか。

労働者委員

はい。労側委員の■■■■です。

先ほど会長から詳しい経過を述べられておりますので、私からは詳しくは申し上げませんが、長年に渡って積み上げてきました労使の信頼関係を基本としまして、労働者、そして使用者それぞれの立場から計6回の回答、そして要求ということで議論をさせていただきました。当初、使用者側の皆さんは中央の公益見解であります現行水準維持という回答でしたけれども、我々労側の、近隣県との格差是正に対する思い、それを酌んでいただき、「1円」の歩み寄りをいただきました。しかしながら、労側としては近隣県では1円、2円で結審している県が出てきておりますので、これでは格差是正にはならないということで、主張をした次第でございます。

その結果、労使一致という結論には至りませんでした。労側とすれば、公益委員の皆さんの見解に委ねるということで、させていただき、公益委員の皆さんから「2円」の提示がされました。労側とすれば、その回答に対しまして賛成の立場で結審をさせていただき、今回の結果となった次第でございます。

コロナ禍の論議ということで、かつてない議論をさせていただき、労側の格差是正に拘った要求に対し、使側の皆さんも歩み寄っていただいた部分がございますので、一定の成果が出せたかなあと感じてございます。この部分に対しましては、感謝を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。



会長	はい。労働者側、他ご意見はございますか。
労働者委員	<p>労働者委員の■■■■でございます。</p> <p>今、労働者の意見ということでは■■■■委員が発言した内容がすべてでございますが、本日の専門部会で採決を行い、使用者側全員が反対であったということからすると、改めてその「2円」の重たさを実感したところであります。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労働者側、ほか、ご発言ございませんか。</p>
【意見なし】	
会長	それでは、使用者側からのご発言がございましたら。
使用者委員	<p>使用者側、■■■■でございます。</p> <p>今回、「2円」の結論に関しましては、先ほど会長からご説明があった経緯、そのとおりでございます。</p> <p>使用者側としてみますと、前回の審議会でもお話をさせていただきましたが、今年は中央から示される数字的な目安が全くなかったということ、その中でも雇用の維持が最優先、現行水準を維持することが適当というような見解でございました。これはやはり新型コロナウイルス感染症が今も蔓延状態ということと、収束が見えないということから、実体経済が今止まっているというのが本音のところではないかと思っています。</p> <p>最低賃金につきましては、法的な拘束力を持っているという観点からしますと、使側からしてみれば「0円」の主張をずっとさせていただいた次第でございます。</p> <p>ただ、労働者の皆様のご意見ですとか思いを聞いている中では、やはり従業員の幸せ等々鑑みますと、最低「1円」ではございますが、回答させていただいたところでございます。</p> <p>最後の「2円」については、全会一致でなかったことにつきましては不本意な部分もございますけれども、使側の思いとしては、以上述べたとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	はい。ありがとうございます。

会長	<p>使用者側の委員から、その他の意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>【意見なし】</p> <p>公益委員からはいかがでしょう。</p> <p>【意見なし】</p>
会長	<p>それでは、専門部会の報告と、ただ今のご意見を受けまして、もし公労使それぞれ協議の必要があるようでしたら、それぞれ話し合いの時間を設けたいと思いますが、いかがでしょう。</p> <p>労働者側、よろしいでしょうか。</p> <p>【必要なし】</p>
会長	<p>使用者側、よろしいでしょうか。</p> <p>【必要なし】</p>
会長	<p>公益の方、よろしいでしょうか。</p> <p>【必要なし】</p>
会長	<p>公労使、それぞれ特に加えての議論の時間は必要ないということでございますので、次に進みたいと思います。</p> <p>それでは、次の議題の（２）「群馬県最低賃金の改正決定」に入ります。</p> <p>専門部会で出された結論は、全会一致ではありませんでしたので、本審議会で改めて採決することになります。そのような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、専門部会から報告書が上がっておりますので、この内容を答申の（案）として採決を採らせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>【意義なし】</p>

会長	<p>それでは、この内容を答申とすることについて、会長以外の出席委員全員による採決をいたします。会長は採決には加わりません。まず、これについて賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者・・・挙手 9名】</p>
会長	<p>ありがとうございます。 それでは、反対の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【反対者・・・挙手 4名】</p>
会長	<p>ありがとうございます。 確認いたします。本日の出席委員は私を含めて14名でございます。ご欠席がお1人ということですので、合計13名ということになるかと思えます。それでよろしいでしょうか。 その13名の内訳ということになります。 改めて確認をいたします。私を除いた13名のうち、賛成の方は9名、反対の方は4名ということになります。これで間違いないでしょうか。事務局確認お願いします。</p>
事務局	はい。
会長	<p>はい。ありがとうございます。 確認いたしました。従いまして、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第5条第3項の規程によりまして、この内容で答申することと決議をいたします。 それでは、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。 報告書の内容で決議をいただきました。ありがとうございます。これから答申文をご用意させていただきます。少しお待ちいただけますようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、暫時そのまま待機をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）を全委員に配付】</p>
会長	それでは再開いたします。



事務局	<p>事務局からご説明をお願いします。</p> <p>答申文を読み上げさせていただきます。お配りいたしました答申文の写しをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">【答申文朗読】</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、答申文はこれでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。特にないということですので、それでは、これをもって答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【会長から局長へ答申文手交】</p>
会長	<p>答申が無事に終わりました。</p> <p>答申につきましては、各委員のご協力によりとりまとめが出来たところですが、局長におかれましては、最低賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援等に、引き続き取り組むよう、お願いをいたします。</p> <p>それでは、これで答申が終了いたしました。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい。答申いただきありがとうございました。</p> <p>答申いただきましたことに対しまして、丸山労働局長から一言ご挨拶申し上げます。</p>
局長	<p>ただいま、■■■■会長から答申をいただきました。</p> <p>今年度、群馬県最低賃金の改定につきましては、6月30日に諮問をさせていただきました。その後、専門部会が設置されまして、中央最低賃金審議会での目安額が示されないという状況下で、例年にも増して、難しいご審議をいただいたと思っております。</p> <p>本日、答申をいただきました■■■■会長をはじめ、公労使の各委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけしました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>いただきました答申につきましては、新たな最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいることとしております。</p>

群馬労働局といたしましては、群馬県最低賃金の効力発生に合わせまして、多くの関係者の皆様に、最低賃金制度の一層の周知を図りますとともに、その履行確保のため、行政指導に努めてまいりたいと思います。

また、ただいま会長からお話ありましたように、事業場内の最低賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援、これについてもしっかりと周知し、活用が促進されますよう、労働局上げて頑張ってもらいたいと思っています。

最後に、委員各位のご尽力に重ねて御礼を申し上げるとともに、今後の施策の展開を、着実にやることをお約束申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

それでは事務局より、今後の予定について説明をお願いします。

事務局

はい。今後の予定につきまして、ご説明いたします。

この後、本日中に異議申出の公示を行います。

異議は、公示日の翌日から起算いたしまして、15日間受け付けることになっており、計算いたしますと、期限となる日が土日にかかりますので繰下げとなりまして、締切日は8月24日(月)となります。

従いまして、異議申出があった場合は、異議に係る審議を8月25日(火)午前10時からの審議会で行っていただくこととなります。

そこで、結論をいただけた場合に、その後の事務手続が順調に進めば、最短で官報公示は9月3日(木)、発効は10月3日(土)となります。

しかしながら、諸事情により遅れることもございますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

なお、官報公示にあたり、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない、軽微な訂正が行われることがあります。

その際には、会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこといたしますので、併せて、ご了解をお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

ただ今のご説明と、軽微な訂正の取扱いにつきまして、今ご説明いただいたように対応するというところで、よろしいでしょうか。

	【異議なし】
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議申出があった場合の審議は、8月25日（火）午前10時から開催される審議会で行うこととし、官報公示にあたっての軽微な訂正は、そのようにいたします。</p> <p>それでは、次の議題（3）、「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい。それでは早速、必要性の有無について、審議に入ります。</p> <p>最初に申出をされました労働者側委員より、その理由・趣旨について、述べていただきたいと思ひます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットだという位置付けだと考えております。そういったことでは大変重要なものであると捉えておりますので、引き続き改正決定の必要性ありということで、判断をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい。労働者側委員から、付け加える意見がありましたらお願いします。</p>
	【特になし】
会長	<p>それでは、使用者側委員から意見がございましたら、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>使用者側■■■■でございます。</p> <p>今、労側の委員から意見がございましたけれども、群馬県を代表する4業種だと認識しております。そういった意味では、コロナ禍の中、非常に厳しい状況ではございますが、審議には応じていきたいと思っております。</p>



	<p>以上でございます。</p>
会長	<p>使用者側委員から、付け加える意見等がありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>その他、公労使、各委員の方で何かございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>特定最低賃金の改正決定につきましては、労使の合意を尊重したいと思います。</p> <p>それでは、お諮りいたします。「改正決定については必要あり」ということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>異議なしと確認をいたしました。</p> <p>それでは、特定最低賃金の4業種について、「改正決定の必要性有り」の答申とさせていただきます。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございました。答申文を用意させていただきますので、少々お時間をいただきたいと思います。</p> <p>度々で申し訳ございません。</p>
会長	<p>しばらくの間、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【答申（案）を全委員に配付】</p>
会長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、「鉄鋼」の答申文の全文を読み上げさせていただきます。その他の3業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>【「鉄鋼」の答申（案）朗読、その他の3業種は標題のみ朗読】</p> <p>ありがとうございます。  それではお諮りいたします。ただいまの通りの答申でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは局長に、答申文をお渡ししたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【会長から局長へ答申を手交】</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特定最低賃金4業種について、改正決定の必要性ありの答申をいただきました。  ありがとうございます。  続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【局長から会長へ諮問を手交】</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、局長に必要性についての答申文をお渡しし、局長から改正決定の諮問をお受けしました。  事務局から、諮問文の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、改正決定の諮問文の写しを、お配りいたします。</p> <p style="text-align: center;">【諮問文（写）を各委員に配付】</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、諮問文の写しをご覧ください。  なお、「鉄鋼」のみ諮問文の全文を読み上げさせていただきます。その他の3業種につきましては標題のみに省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【事務局 諮問文朗読】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。  それでは、特定最低賃金の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。群馬県最低賃金のご審議と同様に、3点についてご審議を</p>

	<p>お願いいたします。</p> <p>1点目は、最低賃金法第25条第1項に基づく、4業種の専門部会の設置について、でございます。</p> <p>2点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会で全会一致になった場合は、審議会の決議とすることができることについて、でございます。</p> <p>3点目は、4業種の専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略させていただくことについて、でございます。</p> <p>以上、3点について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ただいま事務局から、1点目として、4つの特定最低賃金専門部会の設置について、2点目として、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、3点目として、各専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略することについて、以上、3点につきまして、この取扱いを確認したいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>異議なしということを確認いたしました。</p> <p>それでは、他に、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい。群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数について、でございますが、昨年と同様2回といたしまして、1回目の専門部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うことといたしまして、本審は従来どおり、10月下旬に予定したいと考えております。</p> <p>1回目から専門部会で審議を行うことといたしまして、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議をお願いしたいと考えております。この点につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。事務局のご提案について、ご意見をいただきたいと思いません。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>



会長	<p>使用者側はいかがでしょうか。</p> <p>【特になし】</p>
会長	<p>それでは、事務局の提案どおり、群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数を2回とすることとしたいと思います。それよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>はい。もう一度確認いたしますと、本年度の群馬県特定最低賃金専門部会は、1回目から各部会で審議を行うこととし、1回目の審議では、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととします。</p> <p>本日予定された審議事項は以上ですけれども、他にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p>
会長	<p>それでは、事務局より他に説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>それでは、これにて、「第437回群馬地方最低賃金審議会」を閉会させていただきます。</p>